

教員の養成に係る組織

(1)各組織の概要

① 教職課程センター

【関西福祉科学大学・関西女子短期大学 教職課程センター規程】

(趣旨)

第1条 この規程は、教職課程センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、関西福祉科学大学(以下「大学」という。)及び関西女子短期大学における教育職員養成課程(以下「教職課程」という。)について、全学の協力のもとで教職課程の改善・充実に向けた取り組みについて適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一、センターの運営に関すること
- 二、教職課程の企画及び運営に関すること
- 三、教職課程の自己点検・評価に関する業務
- 四、教職課程の情報公開に関すること
- 五、教職課程に関連する他部門との連携
- 六、学外の教職課程に関連する他機関との連携
- 七、地域の現職教員の研修に対する協力
- 八、その他教職課程について全学的に協議を必要とする事項

(組織)

第4条 センターは、次の者をもって構成し大学学長が任命する。

- 一、センター長 1名
 - 二、副センター長 1名
 - 三、教職課程をおく学科の専任教員(以下「センター教員」という。) 若干名
 - 四、その他必要と認める職員 若干名
- 2 センター長は、前条の業務を掌理する。
 - 3 副センター長は、センター長を補佐する。
 - 4 センター長、副センター長及びセンター教員は、教育職員免許法施行規則に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」担当教員及び「教科及び教科の指導法に関する科目」担当教員の中から選考する。
 - 5 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、辞任したとき又は欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 センターに、教職課程センター会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、センター長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、センター長、副センター長及びセンター教員をもって構成する。
- 4 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(事務)

第6条 この規程に定めるセンターの事務は、大学事務局教務部が担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、会議及び大学評議会の議を経て、大学学長が決定する。

② 学科(健康科学科、福祉栄養学科、教育学科)

目 的:教職課程に関する各種事項の業務を統括し、大学外の実習等との連携・整備を行う。
運営方法:教職課程センター、教務部と連携し、次の事項について審議、報告を行う。

- ・教育実習全般に関する事項
- ・教職課程申請に関する事項
- ・教職課程履修者への指導・支援に関する事項
- ・教職課程のカリキュラム編成に関する事項
- ・採用試験対策のサポートに関する事項
- ・免許法認定講習に関する事項

③ 教務部(教務委員会)

目 的:教務に関わる事項の企画・立案を行う。
運営方法:教務委員会を通して審議、報告を行う。

- ・教育課程の編成に関する事項
- ・授業計画及び授業時間割に関する事項
- ・その他教務に関する事項

(2)(1)で記載した個々の組織の関係図

